

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(流木関連・補助)

事業の概要

■ 予算科目

(項) 河川等災害関連事業費

(目) 港湾施設災害関連事業費補助

■ 事業内容

海岸保全施設の機能と環境の回復を図るため、当該年度発生
の風水害や河川洪水等により海岸に異常に堆積した**漂着流木**
及び漂着ゴミ等を緊急的に除去する事業。

■ 事業主体

地方公共団体等

■ 補助率

1/2

■ 施行期間

災害発生年度のみ

■ 採択基準及び採択限度額

- (1) 港湾に係る海岸の海岸保全区域内に漂着したもの。
(海岸保全区域から**1km以内**の区域に漂着したものも含む)
- (2) 漂着量が**1,000m³**以上、かつ処理費用が**200万円**以上のもの。
- (3) 補助対象となる処理量は、漂着量の**100%**とする。

流木関連事例

R1年災 清水港海岸(静岡県)
※台風第19号により被災



R1年災 日高港海岸(和歌山県)
※台風第10号により被災

